



トピックス P2 訪問購入の規制が始まりました～売る前にもう一度、考えましょう～

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

## くらしの 相談窓口 から

### 高齢の父あてに届いた 賞金当選資格獲得のダイレクトメール ～信用できるでしょうか？～

相

談

高齢の父あてに「賞金当選のための資格を獲得した」と海外からDM（ダイレクトメール）が届いた。「1週間以内に手続きしないと権利を失う、賞金エントリー手数料として2,000円の郵便為替を至急送付するように」との記載があった。父は乗り気だがやめさせたい。どうしたらよいでしょうか。（40代 男性）

回

答

「賞金当選のための資格を獲得」「賞金が当たった」などと、宝くじ等に当選したかのようなDMが海外から突然届き、賞金を受け取るための申込金などの名目でお金を支払わせる手口が増加しています。

相談者には、海外宝くじは当選結果の確認方法が不明で不審な点が多く、国内で買うことは違法となる可能性があるので支払わないこと、届いたDMは自分で処理して構わないことを助言しました。また、本人がしっかり自覚することが大切なので、家族や周囲の方が協力することも併せて助言しました。

トラブルに巻き込まれないためには、申し込んでもいないのに「当選した」「候補者に選ば

れた」等の甘い話に乗らないことが大切です。

一度でも申し込むと、個人情報が流失し、さらに複数の業者から様々なDMが届くおそれがあり、また、クレジットカード番号を教えると料金の引き落としが続くこともあるので注意しましょう。

万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。



## 注意喚起！車のパワーウィンドウによる事故に注意！

小さなお子さんのいる家庭では車でのお出かけが大変便利です。家族向けの車の種類も多くなりました。しかし、車のパワーウィンドウに子どもが指を挟んでしまうという事故が依然として起きています。子どもを車に乗せている時には注意が必要です。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 同乗者の状況を確認せずにパワーウィンドウを操作したためにけがを負う場合があります。操作するときは同乗者の安全を十分に確認しましょう。
- けがを負った年齢は、10歳未満と低年齢の子どもが圧倒的に多くなっています。また、子どもが自分で操作したために事故にあった事例も報告されています。子どもにパワーウィンドウ



の操作をさせてはいけません。また、子どもが同乗するときはパワーウィンドウのロックスイッチを活用しましょう。

- 挟み込み防止機能はほとんどの乗用車に装備されていますが、車種やグレードによって装備状況は異なります。挟み込み防止機能は安全性の観点から有効であり、乗用車を購入する際は装備状況を検討すると良いでしょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>

# 訪問購入の規制が始まりました

～売る前にもう一度、考えましょう～

平成22年以降、貴金属等を中心とした訪問購入について、消費者から各消費生活センターに寄せられる相談が激増しました。

中には、「突然訪問した業者から強引な勧誘を受け、断りきれずに売ってしまった」「『着物を買って取る』との電話に来訪を承諾したが、実際は『指輪を売ってくれ』と執拗な勧誘を受けた」などの悪質な事例があります。また、これまではクーリング・オフの制度がなく、あとで返品を求めても、「すでに処分した」などと言われ、取り戻せないケースがほとんどでした。

そこで、こうした消費者被害を防止するために、特定商取引法の一部を改正する法律が平成25年2月21日より施行されました。これにより、いわゆる「押し買い」被害の抑止が期待されます。

## 改正のポイント

### ① 不招請勧誘の禁止

消費者からの要請がないのに、業者が訪問して買い取りを勧誘することは禁止されます。また、消費者から査定のために自宅に来てほしいと依頼があっても、事業者が査定を超えて勧誘することは禁止されます。

### ③ 再勧誘の禁止

事業者は、消費者から勧誘の要請を受けて訪問しても、勧誘に先立って、消費者に勧誘を受ける意思があるかを確認しなければなりません。また、一度取引を断った消費者を再び勧誘することは禁止されています。

### ④ 書面の交付義務

事業者は、事業者の連絡先、買い取る物品の種類や特徴、買い取り価格、引渡し拒絶やクーリング・オフに関する事項などを記載した書面を消費者に交付しなければなりません。

### ⑥ クーリング・オフ

④の書面を受け取ってから8日以内は、売主である消費者は、無条件で契約申込み撤回や契約の解除が可能です。また、クーリング・オフ期間中に事業者が物品を第三者に引き渡してしまった場合、その情報が事業者から消費者にすぐに通知されます。

### ⑦ 規制の対象とならないもの

訪問購入規制は原則すべての物品が対象ですが、次の物品は規制の対象となりません。

- ・自動車(2輪のものを除く)
- ・家具
- ・家電(携行が容易なものを除く)
- ・本
- ・CDやDVD、ゲームソフト類
- ・有価証券

また、消費者自ら自宅での契約締結を求めた場合や、いわゆる御用聞き取引の場合、いわゆる常連取引の場合、引越しに伴う売却の場合は、再勧誘の禁止などの一部規制を除き適用されません。

### ② 事業者名・勧誘目的の明示義務

事業者は、勧誘に先立ち、事業者名や訪問購入について勧誘する目的である旨及び買い取る物品の種類などを明示しなければなりません。



### ⑤ 引渡しの拒絶

消費者は、クーリング・オフ期間中(④)の書面を受け取ってから8日以内)は、物品を引き渡す必要はありません。また、事業者が迷惑を覚えさせるような方法等で引渡しをさせること等は禁止されます。

法改正の詳細は、消費者庁ホームページ(<http://www.cag.go.jp/trade.index.html>)をご覧ください。

# 春の新生活…消費者トラブルにご注意!

こんにちは

春は新社会人、新入学生の皆さんが新しい生活をスタートさせる季節です。

この季節は、社会経験の少ない若い皆さんを狙った消費者トラブルが増えますので、気をつけましょう!

## 街角で声をかけられて

### キャッチセールス

<化粧品、エステ、絵画、会員サービスなど>

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと声を掛けて呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、契約しないと帰れない状況にして商品やサービスを契約させます。

## 電話・メール等で呼び出されて

### アポイントメントセールス

<アクセサリ、教養娯楽教材など>

「特別モニターに選ばれた」などと販売目的を明らかにしないで電話等で呼び出し、契約しないと帰れない状況にして商品やサービスを契約させます。

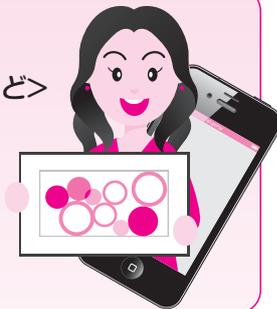


## 異性の感情を利用して

### デート商法

<アクセサリ、婦人洋服、絵画など>

出会い系サイトや間違い電話・メール等で近づき、異性の感情を利用して断りにくい状況にして契約させます。



## 特別な優位性を強調して

### 当選商法

<海外宝くじ、電話情報提供サービスなど>

「景品が当たった」「当選した」などと特別な優位性を強調して、消費者をだまし、お金を支払わせます。



## 先輩や友人に誘われて

### マルチ商法

<健康食品、化粧品、浄水器など>

「商品を買って会員になり、他の人を勧誘するとマージンが入る」などと勧誘しますが実際は、新たな会員を勧誘できずに、多額の借金と商品の在庫が残ります。インターネット広告での勧誘もあります。

## ローンやキャッシングをして

### 多重債務

多重債務とは、複数の金融業者から借入れ、返済が困難になった状態をいいます。学生は「学生ローン」等の利用で、また社会人は初めて持つクレジットでの買物のし過ぎや、安易なキャッシング等が原因となる場合もあります。

## トラブルを未然に防ぐためには

- ①知らない人から電話や不審なメールがあったり、路上等で声をかけられても、安易に応じないこと。不要な勧誘はキッパリと断りましょう。
- ②「特別にあなただけ」「すぐに元がとれる」「楽してもうかる」などの甘い言葉、オイシイ話にはご用心、先輩・友人からの誘いでも、断る勇気を!
- ③クレジットを利用するときは、支払総額や毎月の返済に無理がないかよく考えてから利用しましょう。
- ④その買い物は本当に必要ですか? 契約はその場で結ばず、よく検討しましょう。

## 万一、トラブルにあったら…

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む)や電話勧誘販売、マルチ取引などは、一定の期間内であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」があります。また、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

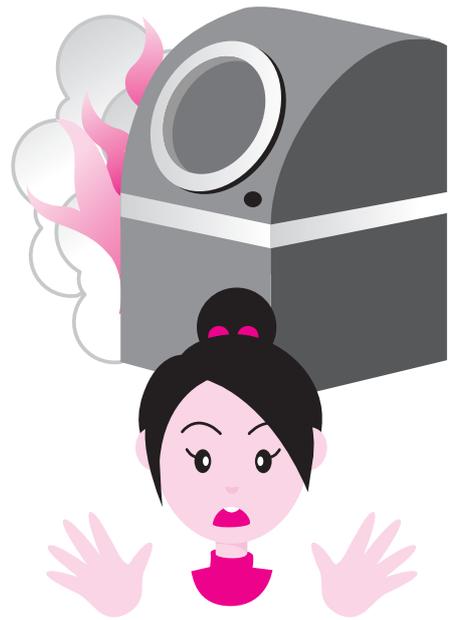
トラブルに巻き込まれたら、一人で悩まず、早めに家族や身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう!

## お持ちではありませんか？

### ～未対応の無償改修・回収等対象製品～

製品による事故の未然・拡大防止のため、事業者により製品の無償改修・回収等が行われることがあります。しかし、こうした情報が行き届かなかったなどの理由により、消費者が対象製品を知らずに使い続け、事故が発生する場合があります。

消費者庁・国民生活センター・国土交通省・厚生労働省・経済産業省・製品評価技術基盤機構（NITE）等では、無償改修・回収等が行われている消費者向けの製品について、リコール情報サイトを開設し、情報を提供しています。皆さまの御家庭にも該当製品があるかもしれませんので、折に触れて確認してください。もし未対応の該当製品をお持ちの場合は、直ちに使用を中止し事業者連絡して下さい。



- 消費者庁リコール情報サイト  
<http://www.recall.go.jp/>
- 消費者の窓 リコール情報ポータルサイト（消費者庁）  
<http://www.consumer.go.jp/recall/index.html>

## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

### 富山市消費生活センター（富山市役所内）

- 富山市消費生活センター（富山市役所内）  
..... ☎076-443-2047
- 高岡市 市民協働課 ..... ☎0766-20-1522  
[消費生活相談コーナー（エルパセオ内）] ... ☎0766-28-1141
- 魚津市 市民課 ..... ☎0765-23-1003
- 氷見市 市民課 ..... ☎0766-74-8010
- 滑川市 生活環境課 ..... ☎076-475-2111（内334）
- 黒部市 市民環境課 ..... ☎0765-54-3198
- 砺波市 生活環境課 ..... ☎0763-33-1153
- 小矢部市 市民協働課 ..... ☎0766-67-1760（内732）
- 南砺市 住民環境課（井波庁舎） ... ☎0763-23-2035
- 射水市 生活安全課（大島庁舎） ... ☎0766-52-7974
- 舟橋村 総務課 ..... ☎076-464-1121（内29）
- 上市町 町民課 ..... ☎076-472-1111（内103）
- 立山町 住民課 ..... ☎076-462-9915
- 入善町 住民環境課 ..... ☎0765-72-1100（内132）
- 朝日町 産業課 ..... ☎0765-83-1100（内237）

### ◆富山県消費生活センター

- 富山県消費生活センター  
富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）  
消費生活相談 ☎076-432-9233  
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252  
FAX076-431-2631  
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>  
【開所時間】  
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）  
毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

### ◆富山県消費生活センター高岡支所

- 富山県消費生活センター高岡支所  
高岡市本丸町7番1号（本丸会館 新館5階）  
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談  
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890  
【開所時間】  
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

### ◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

- 富山県消費者協会（富山県民共生センター内）  
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。  
☎076-432-5690 午前9時～午後4時

消費者の安全・安心コーナーホームページURL <http://www.consumer-toyama.jp/>